

国の給付金受給状況変更届

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金の給付月額を下記のとおり変更することを願います。
 なお、確認書及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入し、学校に提出してください。

| | | | | | | | | | |
|-------------------|----------|---|----|------|------|------|------------|---|-------|
| 奨学生番号 | | | | 学籍番号 | 提出日 | 西暦20 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 2 | 0 | | | 生年月日 | 西暦 | 年 | 月 | 日(満歳) |
| 学校名 | 京都工芸繊維大学 | | | | 学年 | 年 | フリガナ | | |
| 学部・学科 (課程・研究科) | 工芸科学部 | | 課程 | | | | 氏名 (自署) | | |

| | | | | | |
|-----------------|---|---|--|---|--|
| 機構使用欄 (変更始期) | 年 | | | 月 | |
| | 2 | 0 | | | |

■ その他国費(※)による給付金報告

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---|---|---|---|---|---|---|
| 変更内容 (該当するいずれかに ☑ チェック) | 受給あり→受給なし【給付奨学金の増額】 | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 受給終了 | 受給終了年月日 | 2 | 0 | 年 | | 月 | | 日 |
| | ▶ 受給終了年月日から提出日まで3か月以内 → 受給終了年月日の属する月が変更始期 ▶ 受給終了年月日から提出日まで3か月を経過 → 提出日の属する月が変更始期 | | | | | | | | | |
| | 受給なし→受給あり【給付奨学金の減額】 | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 受給開始 | 受給開始年月日 | 2 | 0 | 年 | | 月 | | 日 | |
| ▶ 受給開始年月日の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期 支給月額が0円に変更されます。 ※在籍報告で受給状況の変更(なし→あり)を届出(入力)している場合は、本届の提出は不要です。 ただし、振込超過が発生し、返戻が必要な場合は、本届に振込金受取書コピーを添付して提出してください。 | | | | | | | | | | |

※「他の国費による給付金」とは、以下のものを指します。奨学生本人が以下の給付金を受けているか確認してください。

- ・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- ・訓練延長給付、技能習得手当(受講手当、通所手当)、寄宿手当【雇用保険法】
- ・職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- ・高等職業訓練促進給付金(ひとり親家庭の親を対象とする給付金)【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- ・職業転換給付金<訓練手当>【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

■ 誤申請・誤報告による訂正依頼

※誤申請・誤報告による訂正の場合は、原則、提出日の属する月が変更始期(増額)となります。

- スカラネット(進学届含む)入力時に、誤って申請してしまった(他の国費による給付金は給付始期から受給していない)。
- 在籍報告入力時に、誤って報告してしまった(他の国費による給付金は受給していない)。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。
 (学校の証明) 20 年 月 日

学校名 京都工芸繊維大学
 学生支援・社会連携課長

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

| | |
|------------------|----|
| 電話番号(担当者名) | |
| 075 - 724 - 7143 | |
| () | |
| 学校番号 | 区分 |
| 106004 | 00 |

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

記入例

提出前に記入漏れや誤記入がないか確認のうえ、
記入後は速やかに学校へ届け出てください。
※本人自署欄以外は、学校で記入または印字しても構いません。

国の給付金受給状況変更届

機構理事長 殿

日本学生支援機構奨学金の給付月額を下記のとおり変更することを願います。
本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入し、学校に提出してください。

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|--------|-------|-----|--------------------|------------|-----------|---|---|------|-----------------------------|
| 奨学生番号 | | 学籍番号 | ABCXX | 提出日 | 西暦20 26 年 6 月 15 日 | | | | | | |
| 5 | 2 | X | 0 | X | X | X | X | X | X | 生年月日 | 西暦 2005 年 10 月 1 日 (満 20 歳) |
| 学校名 | | 学生支援大学 | | 学年 | 3 年 | フリガナ | ショウガク タロウ | | | | |
| 学部・学科 (課程・研究科) | | 経営学部 | | | | 氏名 (自署) | 奨学 太郎 | | | | |

すべての欄を漏れなく記入してください。
氏名欄は必ず奨学生本人が記入してください。

■ その他国費(※)による給付金報告

受給終了時には受給終了にチェックを入れ、受給終了年月日をご記入ください。
受給開始時には受給開始にチェックを入れ、受給開始年月日をご記入ください。

| | | |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 変更内容 (該当するいずれかに ☑ チェック) | 受給あり→受給なし【給付奨学金の増額】 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 受給終了 | 受給終了年月日 2 0 2 6 年 0 6 月 1 0 日 |
| | ▶ 受給終了年月日から提出日まで3か月以内 → 受給終了年月日の属する月が変更始期 ▶ 受給終了年月日から提出日まで3か月を経過 → 提出日の属する月が変更始期 | |
| | 受給なし→受給あり【給付奨学金の減額】 | |
| <input type="checkbox"/> 受給開始 | 受給開始年月日 2 0 年 月 日 | |
| | ▶ 受給開始年月日の翌月(月の初日の場合はその月)が減額始期 支給月額が0円に変更されます。 | |

※在籍報告で受給状況の変更(なし→あり)を届出(入力)している場合は、本届の届出は不要です。
ただし、振込超過が発生し、返戻が必要な場合は、本届に振込金受取番号を添付して提出してください。

※受給開始の届出の遅延等、遡って支給月額0円への変更を行う必要がある場合は、既に振り込まれている奨学金の返戻を伴うことがあります。返戻が伴う場合、在籍報告等で申告済でも本届出の届出が必須です。
※本機構の給付奨学金と併給できない他の団体や自治体等の奨学金(給付金)を重複して利用する場合、本届出ではなく【給付様式1-②】停止の異動届の届出が必要で。

「他の国費による給付金」の一覧です。よくご確認ください。また、奨学生本人が受けているのかも確かめください。保護者の方が受給している場合、本届出は提出不要です。

※「他の国費による給付金」とは、以下のものを指します。奨学生本人が以下の給付金を受けているか確認してください。
・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
・訓練延長給付、技能習得手当(受講手当、通所手当)、寄宿手当【雇用保険法】
・職業訓練支援給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
・高等職業訓練促進給付金(ひとり親家庭の親を対象とする給付金)【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
・職業転換給付金<訓練手当>【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

在籍報告等の際に受給開始と誤申告・誤報告をしてしまった場合、該当箇所にチェックを入れ、機構送付をしてください。「その他国費による給付金報告」欄は空欄でご提出ください。

■ 誤申請・誤報告による訂正依頼

※誤申請・誤報告による訂正の場合は、原則、提出日の属する月が変更始期(増額)となります。
 スカラネット(進学届含む)入力時に、誤って申請してしまった(他の国費による給付金は給付始期から受給していない)。在籍報告入力時に、誤って報告してしまった(他の国費による給付金は受給していない)。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。
(学校の証明) 20 26 年 6 月 19 日

学校名 学生支援大学

関係課長(※) 機構 次郎

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

| | |
|------------|---------------|
| 電話番号(担当者名) | |
| 03 | - XXXX - XXXX |
| (○○○) | |
| 学校番号 | 区分 |
| 3XXXX | 00 |

赤枠内は学校の記入・証明欄のため、本人記入は不要です。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸付業務(返還業務を含む)及び在籍する学校の授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要なに応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。